

令和5年度

第5回定例農業委員会会議録

令和5年8月21日 開催

令和5年8月21日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第5回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第9号

令和5年度 第5回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月16日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年8月16日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和5年8月21日 午後 1時30分

閉会 令和5年8月21日 午後 2時03分 (会期1日)

第1日目(8月21日)

出席委員 17名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信			16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
		12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 0名参加

議事録署名委員

4番 國重 義廣 委員、 6番 福家 範行 委員

欠席 5番 森 健人 委員、 9番 井脇 弘幸 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 5 年 8 月 21 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 5 年 8 月 農業委員会議事録

午後 1 時 20 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。みなさんお揃いですので、ただいまから令和 5 年度第 5 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5 番 森 健人 委員、9 番 井脇 弘幸 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、4 番 國重 義廣 委員、6 番 福家 範行 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。今月は 1 件です。

議案第 1 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

申請者：

用途： 農家住宅

施設の概要： 既存住宅：住宅平屋建 1棟 203.66 m²
納屋兼住宅 2階建 1棟 134.19 m²
新設住宅：住宅平屋建 1棟 124.21 m² 合計：462.08 m²

申請事由： 敷地拡張

説明：【理由】 申請人は敷地内既存住宅で妻と母と妹の4人で居住していますが、現在の住宅は昭和27年頃に建てられたものであることから、老朽化が進んでいます。修繕しつつ同居していましたが、先の大震災もあることから、既存宅地に隣接する本申請地に新しく申請人夫婦が居住する住宅を建築する計画を立てたものです。

なお、併用地を含めた計画面積が1,126.13 m²と、農家住宅の要件である1,000 m²を超過しますが、母と妹は既存住宅に継続して居住し、複数世帯の住宅があるため1,500 m²までの転用が可能となります。また、利用率も41.03%と、要件である30%を満たしております。

【資金】 土地代 0万円 造成費 100万円、建築費 3,000万円
自己資金 3,100万円、借入金 0万円

【期間】 令和5年10月1日～令和6年4月1日

【造成】 盛土 花崗土 H=0.1m 切土 なし コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：ため柵を設置し南側水路へ放流

汚水：合併処理浄化槽で処理後、ため柵から南側水路へ放流

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は2件です。

議案第2号-1

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買（仮登記済）

申請地：

地種： 第3種農地 第二種中高層住居専用地域、準住居地域

併用地： -

所有者：

借受人：

用途： 住宅用地/集団住宅その他

施設の概要： 区画造成 2 区画

申請事由： 宅地分譲

説明：【理由】 譲受人は、[REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 15 年に設立、資本金 2,000 万円で、不動産の売買や土木建築工事の設計・施工・監理等を主に営む法人であります。

近年、[REDACTED] 周辺での立地条件の良さから、宅地化が著しいことに着目するとともに、周囲には、[REDACTED] などの生活に必要な施設も整っているうえ、高松市内への交通アクセスも良好であることから、住宅の販売需要が見込まれると判断し、住宅用地となる土地を探していたところ、高齢化に伴い農地の維持管理に苦慮していた土地所有者との間で意向が合致し、今回、申請に及んだものであります。

なお、申請地については、[REDACTED] から南東側方向へ約 250m のところに位置する第 3 種農地で都市計画法に規定する用途地域、第二種中高層住居専用地域及び準住居地域であります。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 660 万円、建築費 0 万円
自己資金 660 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 5 年 10 月 2 日～令和 5 年 11 月 25 日

【造成】 盛土 H=0.6m 切土 なし コンクリート擁壁 H=0.8m

【排水】 雨水：ため柵を設置し、西側水路へ放流
汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 道路工事施行承認（担当課と協議中）

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-2

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天資材置場

申請事由： 資材置場

説明：【理由】 申請人は、大工として主に個人住宅の建築を手掛けており、[REDACTED] の自宅を事務所とし、その一部を資材置場として利用しておりますが、作業スペースが不足しております。

近年、[REDACTED] での現場が多く、新たな資材置場を探していたところ、事務所から 15 分程度の申請地において、車両の進入も容易であり、必要とする

面積を確保できること、また、地権者との意向も合致したことから、総合的に判断して選定し、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 107 万円 造成費 83 万円、建築費 0 万円

自己資金 190 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 12 月 30 日

【造成】 盛土 H=0.15 切土 なし コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：ため柵を設置し、西側水路へ放流

汚水：なし

【他法令許可】 道路工事施行承認

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 3 号現況証明について、説明します。今月は 3 件です。

議案第 3 号－1

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 原野

申請人：

申請理由： 申請地は、申請人の父が耕作をしておりましたが、高齢のため平成 8 年頃に耕作を継続できなくなり、後継者もいなかったことから耕作放棄地となり、休耕中に雑草が繁茂し、20 年以上経過したことにより原野の様相を呈しています。

周辺農地所有者とも調整を完了しており、非農地証明をしたとしても問題はないものと判断しております。

議案第 3 号－2

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人：

申請理由： 申請地は、過去の大雨等により地滑りが起きており、修繕工事を実施したものの地滑りを繰り返したため、平成元年ごろに耕作放棄地となり、休耕中に雑木が繁茂

し、30年以上経過したことにより山林の様相を呈しています。

周辺農地耕作者とも調整を完了しており、非農地証明をしたとしても問題はないものと判断しております。

議案第3号-3

地図・写真：

申請地：

現況地目： 農業用施設

利用状況： ポンプ小屋及び農業用資材置場

申請人：

申請理由： 申請地は、宅地に隣接しており、水田への給水用ポンプを設置しており、そのポンプを保護するための小屋、及び農業用資材置場として利用しております。

認定基準に定める「耕作の事業を行う者がその農地(2アール未満のものに限る。)を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設(堆肥舎、畜舎、納屋等)の用に供する場合は、非農地証明を行うことができる。」に合致するため、非農地証明を行って差し支えないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第4号、相対による利用権設定です。P.4~P.6をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 4件 合計 17,858㎡

内訳

新規契約： なし

更新契約： 1~4番 4件 17,858㎡

以上、審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.7~P.10をご覧ください。

契約件数： 5件 合計 14,834㎡

新規契約： 1～5 番 5 件 14,834 m²

更新契約： なし

変更契約： なし

貸付先としましては、1～2 番を [REDACTED] へ、3 番を [REDACTED] へ、4 番を [REDACTED] へ、5 番を [REDACTED] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 14 件です。

なお、案件 1～12 については機構を通じた利用権設定の解約で、基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによるもので、離作保障なし、解約日は令和 5 年 7 月 31 日です。賃借人は案件 1～3 及び 5～9 が [REDACTED]、案件 4 及び 10～12 が [REDACTED] となっております。以降、基盤整備に伴う契約の結び直しによる案件 1～12 については、賃貸人と申請地のみ申し上げます。

報告 1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和 5 年 7 月 31 日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和 5 年 7 月 31 日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-4

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：[REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-5

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：[REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-6

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：[REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-7

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：[REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-8

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-9

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-10

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-11

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-12

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年7月31日

説明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

以上が基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる解約となります。

報告1-13

賃貸人： [REDACTED]

賃借人：[REDACTED]
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構
申請地：[REDACTED]
解約日：令和5年7月31日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-14

賃貸人：[REDACTED]
賃借人：[REDACTED]
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構
申請地：[REDACTED]
解約日：令和5年7月31日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

報告第1号についてご質問はありませんか。

滝川委員

基盤整備に伴う解約ですが、支払済みの町の流動化補助金の取り扱いはどのようになりますか。

事務局

従前地番での解約分は、補助金返還の対象となりますが、同時に新たな仮地番での貸借が行われ、支払い対象となりますので、相殺して超過した部分が支払われることとなります。

議長

他にご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第5号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第5回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時 3分

閉会